公立大学法人福井県立大学職員給与規程

平成19年4月1日公立大学法人福井県立大学規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学職員就業規則(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第35号。以下「就業規則」という。)第29条の規定に基づき、公立大学法人福井県立大学(以下「法人」という。)に勤務する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めるものとする。ただし、恐竜学研究所に勤務する職員および法人と他の団体で締結される職員の派遣に関する取決めに基づき当該団体から派遣されて地域経済研究所に勤務する職員の給与に関する事項については、理事長が別に定める。

(給料)

- 第2条 給料は、公立大学法人福井県立大学職員の勤務時間、休日および休暇に関する規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第42号。以下「勤務時間規程」という。)第10条に規定する正規の勤務時間(同規程第11条第6項により正規の勤務時間とみなされた時間を含む。以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および退職手当を除いたものとする。
 - (給料表)
- **第3条** 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
 - (1) 一般職給料表(別表第1)
 - (2) 教育職給料表(別表第2)
 - (3) 研究職給料表(別表第3)
 - (4) 医療職給料表(別表第4)
- (5)技能労務職給料表(別表第5)
- 2 理事長は、前項の給料表(以下単に「給料表」という。)により職員に給料を支給しなければならない。
- 3 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、細則で定める。
- 4 理事長は、次条第1項の規定に基づき、すべての職員の職を給料表の級のいずれかに格付しなければならない。

(初任給、昇格および昇給の基準)

- 第4条 職員の職務の級は、細則で定める基準に従い決定する。
- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、細則で定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、細則の定めるところにより決定する。
- 4 職員の昇給は、細則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定 する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理 事長が定める基準に従い決定するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員(教育職給料表の適用を受ける職員を除く。)の 昇給については、第4項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものと

- し、昇給させる場合の昇給の号級数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。
- 7 第5項の規定にかかわらず、60歳を超え教育職給料表の適用を受ける職員については、昇給しないものとする。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 非常に顕著な業績等を有する者で特別な処遇をする必要があるものを採用した場合は、第2項から前項までの規定にかかわらず、理事長は給料月額を決定することができる。
- 10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 11 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、細則で定める。 (復職時における号給の調整)
- 第5条 休職、勤務時間規程第15条第1項に規定する休暇(以下「休暇」という。)または公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第43号。以下「育児休業等規程」という。)に規定する育児休業または介護休業(以下「育児休業等」という。)のため勤務しなかった職員が、復職し、または再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、または再び勤務するに至った日以後において、細則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の支給)

- 第6条 給料は、月の初日から末日までの期間について、その月額の全額を支給する。
- 2 給料の支給日は、細則で定める。
- **第7条** 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を 生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のときまたは月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間規程第3条第1項の規定に基づく休日(以下「休日」という。)の日数を指し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

- **第8条** 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難もしくは責任の度または勤労の強度、勤務時間、 勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当で ないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。
- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(管理職手当)

- **第9条** 管理職手当は、管理または監督の地位にある職員のうち細則で指定するものに対して支給する。
- 2 前項の管理職手当の額は、給料月額を基準として理事長が定める。
- 3 第1項の管理職手当の額は、職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の 25を超えてはならない。

(初任給調整手当)

- 第10条 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で細則で定めるものに新たに採用された職員には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後細則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上 必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間および

支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。 (扶養手当)

- 第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下、「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして細則で定める職員(以下「一般9級職員等」という。)に対しては、支給しない。
- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの をいう。
- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4)満60歳以上の父母および祖父母
- (5)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして細則で定める職員(以下「一般8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円)とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- **第12条** 新たに職員となった者に扶養親族(一般9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。) がある場合、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、 父母等がある場合または職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その 職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合(一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合および一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、一般9級職員等以外の職員から一般9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等となった日、扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事

実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。 前項ただし書の規定は、第1号または第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。) で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等および扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある一般9級職員等が一般9級職員等以外の職員となつた場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般8級職員等が一般8級職員等および一般9級職員等以外の職員となつた場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものおよび扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般9級職員等以外のものが一般9級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で一般8級職員等および一般9級職員等以外のものが一般8級職員等となった場合
- (7)職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第13条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給するものとし、その月額は、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、100分の1.4を乗じて得た額とする。

(住居手当)

- 第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
 - (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額16,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(法人が設置する宿舎を貸与 され、使用料を支払っている職員その他細則で定める職員を除く。)
 - (2) 第16条第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(法人が設置する宿舎その他細則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして細則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。
- (1)前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除 した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(通勤手当)

- 第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。
 - (1) 通勤のため交通機関または有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃または料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で細則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が 片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。)
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、または自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、運賃等相当額と55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)との差額の2分の1を当該55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額に加算した額)
- (2)前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離および自動車等の区分に応じ、支給単位期間に つき、別表第6に定める額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により 通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して細則で定める区分に応じ、運賃等相当額および前号に定める額の合計額(1箇月当たりの 運賃等相当額および前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額と55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額との差額の2分の1を当該55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額に加算した額)、第1号に定める額または前号に定める額
- 3 第1項第3号に掲げる職員で、駐車場または駐輪場(細則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場等」という。)を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金(以下この項において「駐車料金等」という。)を支払っているもの(細則で定める職員を除く。)に対しては、細則で定めるところにより、前項第3号に定める額に加算して当該駐車場等の1箇月当たりの駐車料金等の額に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)の通勤手当を支給する。
- 4 勤務場所を異にする異動または勤務場所の移転により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で細則で定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または勤務場所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして細則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とする

ものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当 該各号に定める額とする。

- (1)特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額
- 5 前項の規定は、地方公務員、国家公務員またはその業務が法人の事業と密接な関連を有する団体であって細則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして細則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して細則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 6 通勤手当は、支給単位期間(細則で定める通勤手当にあっては、細則で定める期間)に係る最初の月の細則で定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の細則で定める事由が生じた場合には、当該職員 に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して細則で定める額を返納させるも のとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として細則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、細則で定める。

(単身赴任手当)

- 第16条 勤務場所を異にする異動または勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動または勤務場所の移転の直前の住居から当該異動または勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,00円(細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて細則で定める額を加算した額)とする。
- 3 地方公務員、国家公務員またはその業務が法人の事業と密接な関連を有する団体であって細則で 定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、 住居を移転し、父母の疾病その他の細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と 別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務場所に通勤するこ とが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身 で生活することを常況とする職員(採用の事情等を考慮して細則で定める職員に限る。)その他第

- 1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして 細則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(特殊勤務手当)

- **第17条** 著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の 考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事す る職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(給与の減額)

第18条 職員が勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

- 第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
 - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第7条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第3条第2項または第6条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(労使協定により専門業務型裁量労働制が適用される職員にあっては38時間45分とみなす。以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 第1項の規定により正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と前項の規定により割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前 5時までの間である場合は、100分の175)
- (2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の50
- 4 勤務時間規程第14条の2に規定する代替休暇を請求した場合において、当該休暇の日に職員が 勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該代替休暇に代 えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第21条に規定する 勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合 を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- (1)正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の25 (休日における勤務については、100分の15)
- (2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の25
- 5 勤務時間規程第8条の規定により代休日を指定された職員が当該代休日に勤務しないときは、第 21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に7.75を乗じて得た額を減額して給与を支給する。
- 6 労使協定により専門業務型裁量労働制が適用される職員であって、午後10時から翌日の午前5

時までの間(休日でない日の時間に限る。)に勤務することを承認されたものには、その承認されて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。 (端数計算)

- 第20条 第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額および前条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。(勤務1時間当たりの給与額の算出)
- 第21条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に 12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから7時間45分に20を乗じたものを 減じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

- 第22条 第9条第1項の規定に基づく細則で指定する職員(以下「管理職員」という。)が臨時または緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により休日 以外の日の午前零時から午前五時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、 当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において細則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して細則で定める勤務にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。
- (2)前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において細則で定める額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。 (特定職員についての適用除外)
- 第23条 第19条の規定は、管理職員には適用しない。 (期末手当)
- 第24条 期末手当は、6月1日および12月1日(以下この条から第26条までおよび附則第13項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の細則で定める日(次条および第26条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員(第30条第6項の規定の適用を受ける職員および細則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額(管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して理事長が定める職員(第27条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の110を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、または死亡した職員にあっては、 退職し、または死亡した日現在)において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難および責任の度等を考慮してこれに相当する職員と

して当該各給料表につき細則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して細則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、細則で定める。
- **第25条** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準 日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給 しない。
 - (1)基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則 第47条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
 - (2)基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則 第24条第1項第2号の規定により解雇された職員
- (3)基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間にその者の在職期間中の行為に関し就業規則第47条の規定に該当し懲戒解雇に相当すると懲戒処分の審査機関が認めたもの
- (4)基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前3号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (5)次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- **第26条** 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに 退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期末手当の支給を一時差し止めるこ とができる。
 - (1)退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合またはその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から60日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに 当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差 止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときそ の他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1)一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3)一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、期末手当 の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものでは ない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差 止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、細則で定める。 (勤勉手当)
- 第27条 勤勉手当は、6月1日および12月1日(以下この条および附則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績(教育職給料表の適用を受ける職員は、直近の教員評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況)に応じて、それぞれ基準日の属する月の細則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員(細則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、細則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定幹部職員にあっては100分の115)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額および これに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第24条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条 第4項中「前項」とあるのは、「第27条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1号中「基準日前」とあるのは「基準日(第27条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条において同じ。)前」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する細則で定める日をいう。以下この条および次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(退職手当)

- **第28条** 職員が退職し、または死亡した場合には、その者(死亡したときには、その遺族)に退職 手当を支給する。
- 2 退職手当の額およびその支給方法その他退職手当に関し必要な事項は、別に規程で定める。 (管理職手当、扶養手当等の支給方法)
- 第29条 管理職手当、扶養手当、地域手当、超過勤務手当、期末手当および勤勉手当の支給方法に 関し必要な事項は、細則で定める。

(休職者の給与)

- 第30条 職員が業務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条に規定する通勤をいう。)により負傷し、もしくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合には、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合には、前2項に該当するときを除き、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の

期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 就業規則第15条第1項の規定により休職にされた職員には、前4項に定める給与を除くほか、 他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第2項または第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第24条第1項に規定する 基準日前1箇月以内に退職し、または死亡したときは、同項に規定する細則で定める日に、当該各 項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、細則で定める職員については、この 限りでない。
- 7 第25条および第26条の規定は、前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは、「第30条第6項」と読み替えるものとする。

(口座振替による給与の支払)

第31条 職員から申出のあるときは、理事長の定めるところにより、口座振替の方法により給与を 支払うことができる。

(給与からの控除)

- 第32条 職員の給与の支給に際しては、その給与から源泉徴収に係る所得税額その他法令に定める もののほか、労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条第1項の規定に基づく協定に定める ところにより、当該法令または協定に定められる金額を控除することができる。 (その他)
- **第33条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めることとされているものを除くほか、細則で定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日までの間については、第13条の規定にかかわらず、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に100分の1を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
- 3 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条の規定により法人の職員となった者 (以下「承継職員」という。)の施行日における第3条第1項に規定する給料表は、教育職給料表 とする。
- 4 前項の適用を受ける職員の職務の級および号給は、福井県一般職の給与に関する条例(昭和29年条例第24号)(以下「給与条例」という。)の規定により施行日の前日に受けていた級および号給と同一とする。ただし、施行日に昇格させることとなる職員については、給与条例の規定により施行日の前日に受けていた号給を基礎として昇格後の号給を決定する。
- 5 承継職員および福井県から法人に派遣される職員のうち、平成18年3月31日に福井県職員であった者については、その者の受ける給料月額が当該日において受けていた給料月額に100分の99.07を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しない場合には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.1を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料を支給される職員に関する第8条第2項の規定の適用については、第8条 第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第5項の規定 による給料の額との合計額」とする。
- 7 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第4項	4 号給	3号給
1 匆 4 木 匆 4 久		

第4条第5項	4 号給	3 号給
	2 号給	1 号給

- 8 承継職員および福井県から派遣される職員で、施行日以降も給与条例の適用を受ける職員として 在職したならば福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成16年条例 第64号)附則第5項の規定による寒冷地手当が支給されることとなる職員には、同項に規定する 額の寒冷地手当を支給する。
- 9 前項の規定による寒冷地手当を支給される職員に関する第30条第2項および第3項の規定の 適用については、第30条第2項および第3項中「および期末手当」とあるのは「、期末手当およ び附則第8項の規定による寒冷地手当」とする。
- 10 施行日の前日までに、給与条例の規定により認定されていた扶養手当、住居手当、通勤手当および単身赴任手当については、施行日において、この規定により認定されたものとみなす。
- 11 平成19年6月1日を基準日とする期末手当および勤勉手当の支給時における承継職員の在職期間または勤務期間は、施行日の前日までの福井県立大学における当該職員の在職期間または勤務期間をこの規程の在職期間または勤務期間に通算する。
- 12 施行日の前日において、福井県に対し、給与の振込を申し出ていた職員については、特段の申出がない限り、施行日において当該職員から第31条の申出があったものとみなす。
- 13 平成32年3月31日までの間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないもので管理職員に限る。以下この項および次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外のものが55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の0.9を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の99.1を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第15項および第16項において、「最低号給に達しない場合」)という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項および附則第15項において「給料月額減額基礎額」という。))
- (2)地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の0.9を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3)期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額(第24条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当にかかる同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.9を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において、当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当にかかる同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (4)勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額(第27条第4項において準用する第24条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第16項において、「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第27条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の0.9を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、

それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第24条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲で細則で定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当のかかる第27条第2項に規定する割合を乗じて得た額)

- (5)第30条第1項から第4項までまたは第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第30条第1項 前各号に定める額
- ロ 第30条第2項または第3項 第1号から第3号までに定める額に、100分の80を乗じて 得た額
- ハ 第30条第4項 第1号および第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第30条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
一般職給料表	6級
教育職給料表	5級
研究職給料表	4級

- 14 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な次項は、理事長が定める。
- 15 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第18条および第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に20を乗じたものを減じたもので除して得た額に100分の0.9を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に20を乗じたものを減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。
- 16 附則第13項の規定が適用される間、第27条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合には100分の0.8325 (特定幹部職員にあっては100分の1.0125)、12月に支給する場合には、100分の0.8775 (特定幹部職員にあっては100分の1.0575)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の92.5 (特定幹部職員にあっては100分の112.5)、12月に支給するときは100分の97.5 (特定幹部職員にあっては、100分の117.5)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第24条第2項および第27条第2項の改正規定は平成20年4月1日から施行する。
- 2 第11条第3項、第12条第3項および別表第1から別表第5までの改正規定は、平成19年4月1日から適用する。

(勤勉手当に関する特例)

- 3 平成19年12月に支給する勤勉手当に関する改正前の規程第27条第2項の規定の適用については、同項中「100分の72.5」とあるのは「100分の77.5」とする。 (給与の内払)
- 4 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の 規定による給与の内払とみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- (平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第24条第2項から第5項まで (公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程(平成19年規程第43号)第11条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。)もしくは第30条第1項から第3項までもしくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当および単身赴任手当(第16条第2項に規定する細則で定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.27を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間、育児休業期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

	· · · / · · · · · · · · · · · · · · · ·	01C/13X/ C/NOCINTCIR
給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1 号給から 5 6 号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
教育職給料表	1級	1 号給から48号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
研究職給料表	1級	1 号給から 5 6 号給まで
	2級	1号給から32号給まで
医療職給料表	1級	1 号給から 5 6 号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
技能労務職給料表	1級	1 号給から 6 4 号給まで
	2級	1号給から20号給まで

- (2)平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当および 勤勉手当の合計額に100分の0.27を乗じて得た額
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
 - (平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第24条第2項から第5項まで (公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程(平成19年規程第43

- 号)第11条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。)または第30条第1項から第3項までもしくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当および単身赴任手当(第16条第2項に規定する細則で定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.27を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間もしくは育児休業期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1 号給から 2 4 号給まで
	6級	1 号給から 2 4 号給まで
	7級	1号給から12号給まで
教育職給料表	1級	1 号給から88号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1 号給から52 号給まで
	4級	1号給から40号給まで
	5級	1号給から12号給まで
研究職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から24号給まで
医療職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
技能労務職給料表	1級	1号給から89号給まで
	2級	1号給から81号給まで
	3級	1 号給から 2 4 号給まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当および 勤勉手当の合計額に100分の0.27を乗じて得た額
 - (平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)
- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第13項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
 - (平成23年4月1日における号給の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において第4条 第4項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号級数の決定の状況を考慮して細則で定め る職員を除く。) その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員 の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がない者とした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。
- (平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第24条第2項から第5項まで (公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程(平成19年規程第43 号)第11条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。)または第30条第1項から第3 項までもしくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、 期末手当は、支給しない。
- (1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当および単身赴任手当(第16条第2項に規定する細則で定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.4を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間もしくは育児休業期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給			
一般職給料表	1級	1号給から93号給まで			
	2級	1 号給から 7 6 号給まで			
	3級	1号給から60号給まで			
	4級	1号給から44号給まで			
	5級	1号給から36号給まで			
	6級	1号給から36号給まで			
	7級	1 号給から 2 4 号給まで			
教育職給料表	1級	1号給から100号給まで			
	2級	1号給から84号給まで			
	3級	1号給から64号給まで			
	4級	1 号給から52号給まで			
	5級	1号給から24号給まで			
研究職給料表	1級	1号給から108号給まで			
	2級	1号給から84号給まで			
	3級	1 号給から 5 2 号給まで			

	4級	1号給から36号給まで
医療職給料表	1級	1 号給から108号給まで
	2級	1号給から92号給まで
	3級	1 号給から 6 8 号給まで
	4級	1 号給から 5 6 号給まで
	5級	1 号給から40号給まで
技能労務職給料表	1級	1号給から89号給まで
	2級	1号給から81号給まで
	3級	1 号給から 4 5 号給まで
	4級	1号給から16号給まで

(2)平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当および 勤勉手当の合計額に100分の0.4を乗じて得た額

(平成23年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成23年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第13項の規定の 適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるの は「平成23年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同 日後」とする。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 第10条第1項および別表第1から別表第6までの改正規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の 規定による給与の内払とみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年2月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 (給与の内払)
- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第27条第1項の改正規定は平成28 年4月1日から適用する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(附則(平成19年4月1日)第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.1を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して 前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、 理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 4 前2項の規定による給料を支給される職員に関する附則(平成19年4月1日)第13項第2号から第4号までの規定の適用については、附則(平成19年4月1日)第13項第2号中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則(平成27年4月1日)第2項および第3項の規定による給料との合計額」とする。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

5 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する第16条第2項の規定の運用については、同規定中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で理事長が定める額」とする。

(平成27年4月1日における号給の調整)

- 6 平成27年4月1日において41歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。以下同じ。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日および平成21年1月1日の第4条第4項の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして細則で定める職員の平成27年4月1日における号給は、細則で定める職員の区分に応じ、それぞれ、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の3号給、2号給または1号給上位の号給とする。
- 7 平成27年4月1日において41歳以上46歳未満の職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして細則で定める職員の同日における号給は、細則で定める職員の区分に応じ、それぞれ、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の2号給または1号給上位の号給とする。
- 8 平成27年4月1日において46歳以上56歳未満の職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして細則で定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 9 公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程(平成19年規程第43号)第11条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、前3項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、公立大学法人福井県立大学職員の勤務時間、休日および休暇に関する規程(平成19年規程第42号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 10 附則第2項から前項までに定めるほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月24日から施行する。
- 2 第10条第1項、第13条、第27条第2項および別表第1から別表第5までの改正規定は、 平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の 規定による給与の内払とみなす。

附則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年1月24日から施行する。ただし、第10条第1項および別表第1から 別表第5までの改正規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 第27条第2項の改正規定は、平成28年12月1日から適用する。 (給与の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の 規定による給与の内払とみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。 (平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規程第11条第1項た だし書および第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第11条 第3項および第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 一人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよ び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして細則で定 める職員(以下「一般8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する 扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき10,000円」とあるのは 「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,00 0円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき 8,000円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については10,000円)、 同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。) については一人につき6,500円(職員に配偶者および扶養親族たる子がない場合にあつては、 そのうち一人については9、000円)」と、同条第1項中「扶養親族(一般9級職員等にあつて は、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となつ た職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その 旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合または職員に第1号に掲げる事実が生じた場合に おいて、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(一般9級職 員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあるの は「場合」と、同項中「2 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子 または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の 3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合および一般9級職員等に扶養親族 たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者が
 - 「2 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養
 - 3 扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員
 - 4 扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員

ある場合を除く。)」とあるのは

親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

と、同条第2項中「扶養親族(一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは 「扶養親族」と、「なつた日、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となつた職員に扶養 親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に 係るものがないときはその職員が一般9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」 と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るも のがない場合」と、「死亡した日、一般9級職員等以外の職員から一般9級職員等となつた職員に 扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶 養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等となつ た日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、 第2号もしくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「または扶養手当を受けている職員 について第1項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「そ の日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」と、「の改 定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶 者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶 養手当の支給額の改定ならびに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職 員であつて配偶者および扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親 族たる配偶者または扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養 手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定に よる届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に 係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項 の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係る もののないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手 当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に 限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規程第11条第1項た だし書および第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第11条 第3項および第12の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは 「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一般職給料表 の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける 職員でその職務の級がこれに相当するものとして細則で定める職員(以下「一般8級職員等」とい う。)にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶 養親族(一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般9級職員等から 一般9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」 と、同項第1号中「場合(一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至 つた者がある場合を除く。)」とあり、および同項第2号中「場合および一般9級職員等に扶養親族 たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中 「扶養親族(一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは、「扶養親族」と、 「なつた日、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、 父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがない ときはその職員が一般9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規 定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」

- と、「死亡した日、一般9級職員等以外の職員から一般9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号または第7号」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。
- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規程第11条第1項た だし書ならびに第12条第3項第3号および第5号の規定は適用せず、改正後の給与規程第11条 第3項および第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるの は「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる 配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「一般8級職員等」とあ るのは「一般8級以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶 養親族(一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般9級職員等から 一般9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」 と、同項第1号中「場合(一般9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至 つた者がある場合を除く。)」とあり、および同項第2号中「場合および一般9級職員等に扶養親族 たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中 「扶養親族(一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、 「なつた日、一般9級職員等から一般9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、 父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがない ときはその職員が一般9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規 定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」 と、「死亡した日、一般9級職員等以外の職員から一般9級職員等となつた職員に扶養親族たる配 偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で 同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級職員等となつた日」とあるのは 「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、 第6号または第7号」と、「第1号または第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養 親族(一般9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4号中「一般8級職員等が一般8級職員等および一般9級職員等」とあるのは「一般8級以上職員 等が一般8級以上職員等」と、同項第6号中「一般8級職員等および一般9級職員等」とあるのは 「一般8級以上職員等」と、「が一般8級職員等」とあるのは「が一般8級以上職員等」とする。
- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年1月23日から施行する。ただし、第10条第1項および別表第1から 別表第5までの改正規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 第27条第2項の改正規定は、平成29年12月1日から適用する。 (給与の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の 規定による給与の内払とみなす。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月28日から施行する。ただし、第10条第1項および別表第1から 別表第5までの改正規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 第27条第2項の改正規定は、平成30年12月1日から適用する。 (給与の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の 規定による給与の内払とみなす。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年1月17日から施行する。ただし、別表第1から別表第5までの改正規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 第27条第2項の改正規定は、令和元年12月1日から適用する。 (給与の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の 規定による給与の内払とみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
 - (住居手当に関する経過措置)
- 2 改正後の規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の規定により支給されていた住居手当の月額が1,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。以下同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(細則で定める職員を除く。)に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で細則で定める額。以下「旧手当額」という。)から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。
- (1) 改正後の規程第14条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2)旧手当額から改正後の規程第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員
- 3 施行日の前日において改正前の規程第14条により支給されていた住居手当の月額が2,000 円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家 賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(細則で定める職員を除く。) に対しては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、改正後の規程第14条にかかわ らず、旧手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
- (1) 改正後の規程第14条項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2)旧手当額から改正後の規程第14条により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が、2,000円を超えることとなる職員
- 4 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。
- 5 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表第1(第3条関係) 一 般 職 給 料 表

務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級										
号 給	給料月額																		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円										
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	300,600	342,600	408,100	458,400										
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	303,000	345,200	410,500	461,500										
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	305,300	347,700	413,000	464,500										
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	307,700	350,300	415,400	467,500				1		1	1	1	1	
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	310,000	352,800	417,300	470,500		65	230,100	281,500		366,900	383,300	402,600	443,600	
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	312,300	355,400	419,600	473,500		66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	402,900	444,000	
7 8	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	314,700	357,800	421,700	476,500		67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	403,200	444,300	
9	153,900 154,900	207,800 209,400	242,400 243,500	277,200 279,200	304,200 306,100	317,000 319,200	360,400 362,900	423,900 425,900	479,600 482,300		68 69	232,700 233,400	284,000 285,000	330,100 330,900	369,000 369,300	385,100 385,500	403,500 403,800	444,600 444,900	
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	321,400	365,500	428,000	485,400		70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	404,100	444,500	
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	323,700	367,900	430,100	488,400		71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	404,400		
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	325,900	370,500	432,200	491,500		72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	404,700		
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	328,100	372,400	433,900	494,200		73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	405,000		
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	330,100	374,900	435,700	496,500		74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	405,300		
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	332,300	377,200	437,700	498,800		75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	405,600		
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	334,500	379,700	439,700	501,100		76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	405,900		
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	336,400	382,100	441,600	503,200		77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	406,100		
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	338,600	384,800	443,400	504,600		78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	406,400		
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	340,600	387,400	445,200	506,100		79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	406,700		
20 21	170,400 171,700	228,100 229,500	260,000 261,600	300,500 302,400	329,300 331,000	342,800 344,600	390,100 392,500	446,900 448,700	507,500 508,700		80 81	240,300 240,800	290,700 290,900	336,900 337,300	375,400 375,900	389,800 390,000	407,000 407,200		
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	346,600	394,800	450,200	510,100		82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	407,500		
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	348,600	397,000	451,600	511,600		83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	407,800		
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	350,600	399,400	453,100	513,100		84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	408,000		
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	352,300	401,200	454,500	514,200		85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	408,200		
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	354,300	403,200	455,800	515,300		86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	408,500		
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	356,100	405,100	457,100	516,500		87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	408,800		
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	358,000	406,900	458,300	517,700		88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	409,000		
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	359,900	408,800	459,300	518,700		89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	409,200		
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	361,800	410,600	460,000	519,600		90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	409,500		
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	363,800	412,400	460,800	520,500		91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	409,800		
32 33	193,900 195,500	244,100 245,400	280,300 281,800	324,300 325,500	351,500 353,400	365,700 367,700	414,300 416,100	461,500 462,200	521,400 522,200		92 93	247,300 247,600	294,500 294,700	342,000 342,200	380,700 381,000	392,800 393,000	410,000 410,200		
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	369,600	417,600	463,000	523,100		94	241,000	294,700	342,600	381,500	353,000	410,200		
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	371,600	419,100	463,700	523,800		95		295,200	343,100	381,900				
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	373,600	420,700	464,300	524,300		96		295,600	343,500	382,300				
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	375,100	422,300	464,800	525,000		97		295,800	343,700	382,600				
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	376,900	423,600	465,400	525,600		98		296,100	344,100	383,100				
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	378,700	424,900	466,000	526,400		99		296,500	344,500	383,500				
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	380,300	426,100	466,600	527,000		100		296,900	344,800	383,900				
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	382,100	427,300	467,100	527,500		101		297,100	345,100	384,200				
42 43	207,600 208,900	256,400 257,600	297,500 299,000	343,000 344,800	366,400 367,500	383,500	428,600 429,900	467,600			102		297,400 297,800	345,500 345,900	384,700				
43	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	385,000 386,600	431,100	468,000 468,300			103 104		298,100	346,300	385,100 385,500				
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	388,000	432,300	468,600			105		298,300	346,800	385,800				
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	389,200	433,100	100,000			106		298,600	347,200	555,000				
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	390,400	433,900				107		299,000	347,600					
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	391,500	434,700				108		299,300	348,000					
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	392,600	435,300				109		299,500	348,500					
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	393,800	436,000				110		299,900	348,900					
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	395,000	436,700				111		300,300	349,200					
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	396,100	437,400				112		300,600	349,500					
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100 376,800	396,800	438,200				113		300,800	350,000					
54 55	221,600	270,500	315,900	359,200 360,100		397,500	439,000				114 115		301,000						
56	223,500		319,000	361,200		398,900					116		301,300 301,700						
57		274,000	320,500	362,100		399,500	440,600				117		301,700						
58	224,600		321,700	362,800		400,100	441,000				118		302,100						
59		275,900	322,900	363,500		400,600	441,400				119		302,400						
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	401,000	441,800				120		302,700						
61	226,800		324,800	364,600		401,400	442,200				121		303,100						
62		279,100		365,200		401,700	442,600				122		303,300						
63		280,000		365,900		402,000					123		303,600						
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	402,300	443,300	l	l	l	124		303,900						
											125		304,200						

別表第2(第3条関係) 教 育 職 給 料 表

、職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級							
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額							
1	円 173,500	日 216,400	277,100	円 324,300	円 406,000	1	77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,70
2	175,600	218,700	280,100	327,200	408,300		78	292,400	346,000	414,000	449,000	539,60
3	177,600	220,900	282,900	330,300	410,700		79	293,300	346,900	414,300	449,700	540,50
4 5	179,600 181,500	223,100 225,200	285,700 288,500	333,300 336,500	413,200 415,300		80 81	294,200 295,100	347,800 348,800	414,600 414,900	450,300 451,100	541,40 542,30
6	184,000	227,300	291,000	339,100	417,800		82	296,000	349,800	415,200	451,800	012,00
7	186,500	229,500	293,200	341,700	420,000		83	296,900	350,800	415,400	452,100	
8	189,000	231,600	295,600	344,400	422,500		84	297,800	351,800	415,700	452,700	
9 10	191,500 194,300	233,900 236,300	298,200 300,700	347,400 350,300	424,200 426,700		85 86	298,300 299,100	352,400 353,000	416,000 416,300	453,100 453,400	
11	197,000	238,700	303,100	353,400	429,000		87	299,900	353,600	416,600	453,700	
12	199,700	241,100	305,700	356,700	431,300		88	300,800	354,200	416,900	454,000	
13	202,300	243,200	308,000	359,500	432,700		89	301,400	354,800	417,100	454,300	
14 15	204,200 206,000	245,600 248,000	310,000 312,100	361,400 363,600	434,900 437,100		90 91	302,000 302,700	355,200 355,600	417,400 417,700	455,000 455,600	
16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400		92	303,300	356,100	418,000	456,100	
17	210,000	252,400	316,000	368,300	441,500		93	304,000	356,600	418,200	456,600	
18	211,700	255,500	318,100	370,500	443,900		94	304,600	357,000	418,500	457,300	
19 20	213,500	258,600 261,700	320,100 322,100	372,600 374,500	446,200 448,600		95 oc	305,200 305,800	357,500 358,000	418,800 419,100	458,000 458,700	
21	215,200 217,000	264,600	324,100	376,500	450,700		96 97	306,500	358,600	419,100	459,200	
22	218,900	267,600	326,500	378,400	453,000		98	307,100	359,100	419,600	459,800	
23	220,800	270,500	329,100	380,400	455,400		99	307,700	359,500	419,900	460,500	
24	222,700	273,400	331,900	382,100	457,700		100	308,300	360,000	420,100	461,200	
25 26	224,500 226,600	276,200 278,800	333,900 335,900	383,500 385,300	459,700 461,900		101 102	308,700 309,000	360,400 360,900	420,300 420,600	461,700	
27	228,700	281,300	338,000	387,100	464,000		103	309,300	361,200	420,000		
28	230,800	284,000	340,400	389,000	466,200		104	309,700	361,700	421,100		
29	232,700	286,800	342,800	390,900	468,300		105	310,000	362,200	421,300		
30	234,900	289,200	344,900	392,600	470,600		106	310,400	362,600	421,800		
31 32	237,200 239,500	291,400 293,800	346,800 348,600	394,300 396,000	472,800 474,900		107 108	310,700 311,000	363,100 363,600	422,300		
3∠ 33	241,700	295,800	350,600	397,600	474,900		109	311,400	364,000	422,800 423,400		
34	243,500	298,200	352,700	399,400	478,900		110	311,700	364,500	423,900		
35	245,200	300,700	354,800	400,900	481,200		111	312,100	365,000	424,400		
36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400		112	312,500	365,400	424,900		
37 38	248,600 250,200	305,400 307,000	358,400 360,400	403,800 405,400	485,500 487,500		113 114	312,800 313,200	365,800 366,200	425,500 426,000		
39	251,600	308,700	362,500	406,900	489,400		115	313,500	366,700	426,500		
40	253,200	310,400	364,400	408,400	491,300		116	313,800	367,100	427,000		
41	255,200	312,300	366,300	409,300	493,300		117	314,000	367,500	427,600		
42	256,900	312,800	368,200	410,900	495,200		118	314,300	367,900			
43 44	258,300 259,900	313,700 314,600	370,000 371,800	412,400 414,000	496,900 498,800		119 120	314,700 315,100	368,400 368,800			
45	261,100	315,500	373,600	415,300	500,700		121	315,300	369,100			
46	262,600	316,500	375,400	416,900	502,500		122	315,600	369,500			
47	264,300	317,300	376,900	418,300	504,300		123	316,000	370,000			
48	265,600	318,300	378,700	419,900	506,200 507,900		124	316,400	370,300			
49 50	267,000 267,700	319,200 320,100	380,200 381,800	421,300 422,600	507,900		125 126	316,600 316,800	370,700 371,200			
51	268,300	320,900	383,400	423,900	511,400		127	317,100	371,700			
52	269,200	321,700	385,100	425,200	513,300]	128	317,500	372,100			
53	269,900	322,900	386,200	425,900	514,900		129	317,700	372,500			
54 55	270,500 271,200	323,700 324,500	387,700 389,100	426,900 $427,800$	516,500 518,200		130 131	318,000 318,400	373,000 373,500			
56	272,000	325,300	390,700	428,700	519,800		132	318,600	374,000			
57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400	1	133	318,800	374,500			
58	273,800	327,100	393,400	430,500	522,700		134	319,100	375,000			
59 60	274,700 275,700	328,200 329,200	394,700 396,200	431,400 432,300	524,000 525,200		135 136	319,500 319,700	375,500			
61	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200 $526,400$		136 137	319,700	376,000 376,500			
62	277,700	331,200	398,900	434,100	527,400		138	320,100	377,000			
63	278,600	332,300	400,400	435,100	528,400		139	320,300	377,500			
64	279,500	333,400	401,900	436,200	529,400		140	320,600	378,000			
65 66	280,400 281,100	334,100 335,200	402,900 404,000	437,100 438,100	530,000 530,900		141 142	321,000 321,300	378,500			
67	282,100	335,200	405,000	439,100	531,800		143	321,500				
68	283,000	337,000	406,100	440,000	532,700		144	321,900				
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600	1	145	322,300				
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400		146	322,600				
71 72	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100		147	322,800				
72 73	286,900 287,700	340,700 341,000	409,600 410,400	443,900 444,900	535,600 536,300		148 149	323,100 323,500				
74	288,800	342,000	411,300	444,900	536,800		149 150	323,800				
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600		151	324,100				
76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200	1	152	324,300				
							153	324,600				
							154 155	324,900 325,200				
							156	325,500				
							157	325,700			l	

別表第3(第3条関係) 研 究 職 給 料 表

	義務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
<u> </u>	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	7111	円	円	円	円
1		146,300	195,600	281,800	332,400
2		147,400	198,200	284,200	334,600
3		148,600	200,600	286,600	336,600
4		149,700	203,000	288,900	338,500
5		150,800	205,500	291,200	340,300
6		152,100	207,800	293,300	342,100
7		153,400	210,100	295,300	344,100
8		154,700	212,300	297,300	345,900
9		155,700	214,400	299,400	347,600
10		157,400	216,700	301,900	349,600
11		159,000	219,200	304,500	351,700
12		160,600	221,500	307,300	353,600
13		162,000	223,500	309,400	355,600
14		163,900	225,900	311,800	357,500
15		165,800	228,300	314,200	359,300
16		167,800	230,700	316,900	361,200
17		169,500	232,900	319,500	362,900
18		171,700	235,700	321,700	364,800
19		173,900	238,600	323,700	366,500
20		176,000	241,500 244,000	325,700	368,500
21		178,100		327,900	370,000
22		180,500	246,700	329,600	372,000
23		182,800	249,200	331,500	373,700
24		185,100	251,900	333,300	375,600
25		187,200	254,600	335,200	377,000
26		189,400	257,000	337,100	378,700
27		191,500	259,300	338,900	380,600
28		193,600	261,500	340,700	382,500
29		195,700	264,100	342,600	384,200
30		197,300	266,300	344,300	386,100
31		199,100	268,200	345,800	388,000
32		200,800	270,300	347,500	389,900
33		202,600	272,000	348,700	391,500
34		204,500	274,000	350,100	393,300
35		206,400	276,100	351,400	394,900
36		208,300	277,900	352,900	396,700
37		209,800	279,800	354,100	397,900
38		211,700	281,100	355,500	399,400
39		213,600	282,300	356,700	400,800
40		215,500	283,800	358,100	402,200
		217,300			
41			285,200	358,800	403,600
42		219,200	286,000	359,900	404,900
43		221,100	287,000	361,100	406,400
44		223,000	288,000	362,200	408,000
45		224,700	288,700	363,300	409,400
46		226,600	289,800	364,500	410,600
47		228,400	290,900	365,800	412,200
48		230,200	292,000	366,900	413,800
49		231,900	293,300	368,000	415,100
50		233,700	294,500	369,300	416,500
51		235,400	295,500	370,600	418,000
52		237,100	296,400	371,900	419,400
53		238,500	297,600	372,600	420,800
54		240,300	298,600	373,600	422,200
55		241,900	299,800	374,500	423,600
56		243,500	300,700	375,500	425,000
57		244,700	301,500	376,300	426,100
58		245,900	302,600	377,100	427,400
		245,900	302,600	377,100	427,400
		246,900	304,900	378,500	430,100
59 60				3/0 31111	

別表第4(第3条関係) 医療職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額							
1	円 165,300	円 192,400	円 240,200	日 262,700	四 287,100		86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
2 3	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	1	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	1	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
4 5	169,600 171,000	198,600 200,700	245,600 247,000	265,700 266,200	292,200 293,900	1	89 90	277,300 278,200	309,900 311,100	344,800 345,600	364,100 364,500	390,900 391,300
6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	1	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400		92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100		93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000		94	281,900	315,000	348,400	366,400	
10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700		95	282,800	315,700	349,100	366,800	
11	180,000	212,600 213,800	253,600	271,800 273,000	304,400		96	283,800 284,400	316,300	349,700 350,100	367,100	
12 13	181,500 182,900	215,200	254,500 255,700	274,300	306,100 307,600		97 98	284,400	317,000 317,300	350,100	367,700 368,200	
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200		99	285,800	317,900	351,000	368,700	
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000		100	286,700	318,600	351,400	369,200	
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800		101	287,500	319,000	351,900	369,800	
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500		102	288,300	319,600	352,300	370,300	
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100		103	289,100	320,200	352,800	370,800	
19 20	195,200 197,300	223,700 225,200	261,000 261,800	281,600 282,800	317,800 319,500		104 105	289,900 290,600	320,800 321,200	353,200 353,500	371,200 371,800	
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900		105	291,100	321,700	354,000	372,300	
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400		107	291,600	322,200	354,400	372,800	
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900		108	292,100	322,700	354,700	373,300	
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400		109	292,300	323,100	355,200	373,900	
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	1	110	292,600	323,500	355,700	374,300	
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200		111	292,800	323,800	356,200	374,800	
27 28	210,300 211,600	236,100 237,800	268,800 270,000	293,200 294,700	329,700 331,300		112 113	293,200 293,500	324,100 324,500	356,700 357,200	375,300 375,900	
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400		114	293,700	324,900	357,700	515,500	
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900		115	294,100	325,300	358,200		
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300		116	294,400	325,600	358,600		
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800		117	294,700	325,800	359,000		
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400		118	295,000	326,100	359,400		
34 35	219,000 220,300	245,500 246,400	278,400 279,600	303,800 305,400	339,900 341,500		119 120	295,300 295,700	326,500 326,700	359,900 360,400		
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000		120	296,000	326,700	360,800		
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700		122	296,400	327,200	361,300		
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300		123	296,700	327,500	361,800		
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800		124	297,100	327,800	362,300		
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400		125	297,300	328,000	362,600		
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600		126	297,500	328,300			
42 43	229,100 230,500	252,800 253,700	289,000 290,500	315,600 317,000	352,100 353,600		127 128	297,800 298,200	328,700 328,900			
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000		128	298,400	329,100			
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600		130	298,700	329,300			
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600		131	299,100	329,700			
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100		132	299,500	329,900			
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400		133	299,700	330,200			
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800		134	300,000	330,600			
50 51	239,200 240,200	260,000 261,200	300,200 301,400	326,100 327,400	363,200 364,500		135 136	300,400 300,700	331,000 331,400			
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900		137	300,700	331,700			
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400		138	301,200	332,100			
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600		139	301,600	332,500			
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700		140	301,900	332,900			
56 57	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	1	141	302,100	333,200			
57 58	245,900 246,900	269,000 270,500	309,100 310,300	335,100 336,400	372,000 372,900		142 143	302,500 302,900	333,600 333,900			
56 59	240,900	270,300	311,500	337,600	373,900	1	143	303,200	334,300			
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900		145	303,400	334,600			
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	1	146	303,600	335,000			
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300		147	303,900	335,400			
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100		148	304,300	335,800			
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900		149	304,500	336,100			
65 66	252,900 253,700	279,900 281,400	319,100 320,400	344,500 345,700	378,600 379,300		150 151	304,700 305,000	336,500 336,900			
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100		152	305,300	337,300			
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800		153	305,700	337,600			
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	1	154	305,900	.,,,,,			
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		155	306,100				
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	1	156	306,400				
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		157	306,700				
73 74	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	1	158	307,000				
74 75	262,100 263,200	292,300 293,500	328,800 329,900	354,100 355,200	384,500 385,100		159 160	307,300 307,600				
76	264,300	293,300	331,100	356,300	385,600	1	161	308,000				
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		162	308,300				
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	1	163	308,600				
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	1	164	308,900				
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	1	165	309,300				
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		166	309,600				
82 83	270,400 271,500	301,700 302,800	337,900 338,900	360,400 361,000	388,200 388,600	1	167 168	309,900 310,200				
84	271,500	304,000	340,000	361,500	388,900	1	169	310,200				
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		100	010,000				
	,100	555,100	010,000	50=,100	000,200	•	L					L

別表第5(第3条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

技能	労 務 職	給料 君	Ē
職務の級	1 級	2 級	3 級
号 給	給料月額 円	給料月額 円	<u>給料月額</u> 円
1 2	132,300 133,200	183,600 185,100	205,200 206,400
3	134,200	186,600	207,800
4 5	135,100 136,100	188,000 189,200	209,100 210,400
6 7	137,100	190,700	211,800
8	138,100 139,100	192,100 193,400	213,200 214,600
9 10	139,900 140,900	194,800 195,800	215,900 217,500
11 12	141,900	197,100	219,100 220,500
13	143,000 143,800	198,200 199,400	221,700
14 15	144,800 145,800	200,500 201,600	223,200 224,700
16 17	146,800	202,700 203,600	226,000
18	147,900 149,200	204,700	226,900 227,600
19 20	150,400 151,600	205,700 206,700	228,500 229,500
21	152,700	207,600	230,300
22 23	153,900 155,100	208,700 209,800	231,800 233,100
24 25	156,300 157,400	210,800 211,700	234,200 235,600
26	158,900	212,600	236,900
27 28	160,400 161,900	213,300 214,200	238,200 239,500
29 30	163,300 164,700	215,100 216,300	240,300 241,500
31	166,200	217,300	242,800
32 33	167,700 169,100	218,200 218,800	243,900 245,000
34 35	170,900 172,700	220,000 221,100	246,200 247,300
36	174,500	222,300	248,500
37 38	176,200 177,900	222,800 223,900	249,800 250,800
39 40	179,600 181,300	225,100 226,100	252,100 253,400
41	182,800	226,900	254,400
42 43	184,200 185,500	228,100 229,100	255,600 256,500
$\begin{array}{c} 44 \\ 45 \end{array}$	186,900 188,400	230,200 231,300	257,800 258,600
46	189,700	232,200	259,600
47 48	191,100 192,500	233,300 234,300	260,700 261,600
49 50	193,800 194,900	235,300 236,300	262,800 263,800
51	196,000	237,300	264,900
52 53	197,200 198,300	238,300 239,400	265,600 266,500
54 55	199,400 200,300	240,400 241,100	267,600 268,800
56	201,400	241,800	270,000
57 58	202,500 203,500	242,700 243,600	270,800 271,800
59 60	204,500 205,500	244,500 245,200	272,900 273,900
61	206,600	246,000	274,900
62 63	207,500 208,400	246,900 247,800	276,000 276,800
64 65	209,300 210,000	248,700 249,500	277,900 278,700
66	210,800	250,300	279,500
67 68	211,500 212,300	251,100 251,800	280,300 281,100
69 70	212,700 213,300	252,500 253,100	281,700 282,500
71	213,600	253,500	283,300
72 73	214,000 214,200	253,900 254,100	284,000 284,800
74 75	214,600 215,100	254,500 255,000	285,500 286,300
76	215,700	255,500	287,100
77 78	215,900 216,600	255,800 256,200	287,700 288,200
79 80	217,100 217,600	256,700 257,200	288,700 289,100
81	218,300	257,500	289,500
82 83	218,600 219,200		289,900 290,400
84 85	219,900 220,500		290,900
86	220,900		291,300
87 88	221,300 222,000		
89	222,500		

別表第6(第15条関係)

自動車等を使用する場合の通勤手当額

	自動車	等の区分		原動機付の	
 片道通勤距	 i離		四輪自動車	交通用具 (四輪自動車除く)	自転車
km以上		km未満			円
2	~	3	2,200	2,000	2,000
3	~	4	2,400		
4	~	5	3,320	2,360	
5	~	6	4,200		
6	~	8	5,240	4,200	4,200
8	~	10	6,360		
10	~	12	7,480		
12	~	14	8,600	7,100	7,100
14	~	15			
15	~	16	10,450		
16	~	18	11,570	10,000	10,000
18	~	20	12,690		
20	~	22	14,560		
22	~	24	15,680	12,900	12,900
24	~	25			
25	~	26	17,550		
26	~	28	18,670	15,800	15,800
28	~	30	19,790		
30	~	32	20,910		
32	~	34	22,030	18,700	18,700
34	~	35			
35	~	36	23,150	04.000	04 000
36	~	38	24,270	21,600	21,600
38	~	40	25,390		
40	~	42	26,510	04.400	04.400
42	~	44	27,630	24,400	24,400
44	~	45	00.750		
45	~	46	28,750	00.000	00,000
46 48	~	48 50	29,870	26,200	26,200
50	~	52	30,990 32,110		
52	~	54	33,230	28,000	28,000
54	~	55	33,230	20,000	20,000
55	~	56	34,350		
56	~	58	35,470	29,800	29,800
58	~	60	36,590	23,000	25,000
60	~	62	37,710		
62	~	64	38,830	31,600	31,600
64	~	66	39,950	51,500	01,000
66	~	68	41,070		
68	~	70	42,190		
70	~	, ,	以下2km増すごとに 1,120円加算		

公立大学法人福井県立大学職員退職手当規程

平成19年4月1日公立大学法人福井県立大学規程第38号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学職員就業規則(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第35号。以下「就業規則」という。)第30条の規定に基づき、公立大学法人福井県立大学(以下「法人」という。)の職員(就業規則第2条第4項に規定する福井県から法人に派遣される職員、および法人とその他の団体で締結される職員の派遣に関する取決めに基づき当該団体から法人に派遣される職員、ならびに恐竜学研究所に勤務する職員を除く。)に対する退職手当に関して必要な事項を定めるものとする。ただし、恐竜学研究所に勤務する職員の退職手当に関する事項については、理事長が別に定める。

(退職手当の支給)

第2条 この規程の規定による退職手当は、職員が退職(解雇を含む。以下同じ。)した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

(退職手当の支払)

第3条 次条および第16条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)ならびに第21条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払われなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条までおよび第12条から第14条まで の規定により計算した退職手当の基本額に、第15条の規定により計算した退職手当の調整額を加 えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第5条 次条または第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の1部または全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84 条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項ならびに 第7条第1項および第2項において同じ。)または死亡によらず、その者の都合により退職した者 (第20条第1項各号に掲げる者および傷病によらず、就業規則第24条第2項第1号から第3号 までの規定による解雇の処分を受けて退職したものを含む。以下この項および第15条第4項にお いて「自己都合等退職者」という)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に 掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80

- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90
 - (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)
- 第6条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(就業規則第19条第2号の規定により退職した者(同規則第22条第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)、公立大学法人福井県立大学職員の任期に関する規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第36号。以下「任期規程」という。)により任期を終えて退職した者またはその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。)または25年未満の期間勤続し、勤務場所の移転により退職した者であって理事長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
 - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、または定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第7条 就業規則第24条第2項第3号から第5号までの規定に該当して退職した者であって理事長の承認を得たもの、業務上の傷病もしくは死亡により退職した者または25年以上勤続して退職した者(就業規則第19条第2号の規定により退職した者(同規則第22条第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)、任期規程により任期を終えて退職した者またはその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者もしくは勤務場所の移転により退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、または定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

- 第8条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1)その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

- (2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合から口に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額 イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合 における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第18条第4項、第20条第3項または第27条の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間および第20条第1項各号に掲げる者またはこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。
- (1)職員としての引き続いた在職期間
- (2)第18条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第18条第2項に規定する場合における地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第18条第3項に規定する場合における理事長が特に必要と認める期間
- (5)第19条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する役員としての引き続いた在職期間
- (6) 第19条第2項に規定する場合における役員としての引き続いた在職期間
- (7) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして細則で定める在職期間 (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)
- **第9条** 第7条第1項に規定する者(25年以上勤続し、任期規程により任期を終えて退職した者および勤務場所の移転により退職した者であって理事長の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項および前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料
		月額に退職の日において定められ
		ているその者に係る定年と退職の
		日におけるその者の年齢との差に
		相当する年数1年につき100分
		の2を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第1号	および特定減額前給料月	ならびに特定減額前給料月額およ
	額	び特定減額前給料月額に退職の日
		において定められているその者に
		係る定年と退職の日におけるその
		者の年齢との差に相当する年数1
		年につき100分の2を乗じて得
		た額の合計額
第8条第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額および退職日給料
		月額に退職の日において定められ
		ているその者に係る定年と退職の
		日におけるその者の年齢との差に
		相当する年数1年につき100分
		の2を乗じて得た額の合計額に、
第8条第1項第2号口	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係
		る減額日のうち最も遅い日の前日
		に現に退職した理由と同一の理由

により退職したものとし、かつ、
その者の同日までの勤続期間およ
び特定減額前給料月額を基礎とし
て、前3条の規定により計算した
場合の退職手当の基本額に相当す
る額

(業務または通勤によることの認定の基準)

- **第10条** 理事長は、退職の理由となった傷病または死亡が業務上のものまたは通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害または通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。 (勧奨の要件)
- **第11条** 勧奨を受けて退職した者に係る当該勧奨は、その事実について、細則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

- **第12条** 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。
- 第13条 第8条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロ に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各 号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
 - (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
 - (2)60未満 特定減額前給料月額に第8条第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額および退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- **第14条** 第9条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	がる子切に試み替えるものとする。 ── 読み替える字句
第12条	第5条から第7条まで	第9条の規定により読み替えて適
		用する第7条
	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料
		月額に退職の日において定められ
		ているその者に係る定年と退職の
		日におけるその者の年齢との差に
		相当する年数1年につき100分
		の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第9条の規定により読み替えて適
		用する第7条の
第13条	第8条第1項の	第9条の規定により読み替えて適
		用する第8条第1項の
	同項第2号口	第9条の規定により読み替えて適
		用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用
		する同項の
第13条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減
		額前給料月額に退職の日において
		定められているその者に係る定年
		と退職の日におけるその者の年齢
		との差に相当する年数1年につき
		100分の2を乗じて得た額の合
		計額

第13条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第8条第1項第2号口	第9条の規定により読み替えて適 用する第8条第1項第2号ロ
	および退職日給料月額	ならびに退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において 定められているその者に係る定年 と退職の日におけるその者の年齢 との差に相当する年数1年につき 百分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第9条の規定により読み替え て適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

- 第15条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第15条第1項の規定による休職(業務上の傷病による休職および通勤による傷病による休職を除く。)、就業規則第47条第3号の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち細則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。
 - (1) 第1号区分 59, 550円
 - (2) 第2号区分 54, 150円
 - (3) 第3号区分 43, 350円
 - (4) 第4号区分 32,500円
 - (5) 第5号区分 27, 100円
 - (6) 第6号区分 21,700円
 - (7) 第7号区分零
- 2 退職した者の基礎在職期間に第8条第2項第2号から第5号までに掲げる期間が含まれる場合 における前項の規定の適用については、その者は、細則で定めるところにより、当該期間において 職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、 困難および責任の度に関する事項を考慮して、細則で定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1)退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が4年以下のものおよび自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の 2分の1に相当する額
- (2)退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のものおよび自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの零
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月

額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、細則で定める。

(一般職の退職手当の額に係る特例)

- 第16条 第7条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条および前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
 - (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
 - (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
 - (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
 - (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540
- 2 前項の「基本給月額」とは、公立大学法人福井県立大学職員給与規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第37号)の規定による給料および扶養手当の月額の合計額とする。 (勤続期間の計算)
- **第17条** 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間とする。 2 前項の規定により在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月まで
 - 2 前頃の規定により在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月まで の月数による。
- 3 職員が退職した場合(第20条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日またはその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等(細則で定める期間を除く。)が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。 ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第5条第1項(傷病または死亡による退職に係る部分 に限る。)、第6条第1項または第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっ ては、1年未満)の場合には、これを1年とする。
- 6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(地方公共団体等から復帰した職員に対する退職手当に関する特例)

- 第18条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体、特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、国、特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。)、国立大学法人等(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人および同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)または国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第7条第3項に規定する一般地方独立行政法人等(以下「地方公共団体等」という。)に使用される者(以下「地方公務員等」という。)となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員等として在職した後、引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、地方公共団体等の退職手当に関する規定または退職手当の支給の基準において、職員が理事長の要請に応じ引き続いて当該地方公共団体等に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている場合に限る。
- 2 地方公務員等が、地方公共団体等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き 続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期 間には、その者の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における地方公務員等としての在職期間については、前条の規定を準用して計算す

るほか、理事長が特に必要と認める期間については、当該期間を地方公務員等としての在職期間と して計算するものとする。

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合または第 2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合においては、細 則で定める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

(役員として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に関する特例)

- 第19条 職員のうち、引き続いて法人の常勤の役員(以下「役員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第17条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 役員が、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者 の第17条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の役員としての引き続 いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における役員としての在職期間については、第17条の規定を準用して計算する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合または第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて役員となった場合においては、細則で定める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

(退職手当の支給制限)

- 第20条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
 - (1) 就業規則第47条の規定により懲戒解雇の処分を受けた者
 - (2) 就業規則第24条第1項第2号の規定により解雇された者
 - (3) 退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に関し就業規則第47条の規定に該当し懲戒解雇に相当すると懲戒処分の審査機関が認めたもの
- 2 一般の退職手当のうち、第15条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次 の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
- (1)第5条第1項および第8条の規定により計算した退職手当の基本額が零である者ならびに第5 条第2項に規定する傷病または死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者で その勤続期間が9年以下のもの
- (2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で細則で定めるもの
- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び職員となったときは、そ の退職については、退職手当を支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第21条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条および第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(遺族の範囲および順位)

- 第22条 第2条に規定する遺族は、左の各号に掲げる者とする。
 - (1)配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2)子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は前項各号の順位により、第2号および第4号に掲げる 者のうちにあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先 にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養 父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

- 第23条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
 - (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2)職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位または同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

- **第24条** 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められている ものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除 く。第3項および次条第5項において同じ。)をされた場合で、その判決の確定前に退職したとき は、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限 りでない。
- 2 前項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、 その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。 (退職手当の支給の一時差止め)
- **第25条** 理事長は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたときまたはその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、法人に対する信頼を確保し、退職手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。
- 2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。) を行う場合には、その旨を記載した書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければなら ない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を福井県報に掲載することをもって当該通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、当該通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から60日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに 当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差 止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されていると きその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りで ない。
- (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (2)一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 前条第2項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより 一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。
- 8 理事長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差

止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

9 前各項に規定するもののほか、第2項の書面および前項の説明書の様式その他一時差止処分の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

(退職手当の返納)

- **第26条** 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の 行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした一般の退 職手当等の額の全額を返納させることができる。
- 2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、第1項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、細則で 定める。

(この規程の実施に関し必要な事項)

第27条 この規程の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 法人の成立の日の前日に福井県職員(福井県職員等の退職手当に関する条例(昭和29年福井県条例第25号。以下「退職手当条例」という。)第2条第1項に規定する職員をいう。)であった者であって地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者(以下「承継職員」という。)の第17条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間については、その者の福井県職員としての引き続いた在職期間(退職手当条例の規定により算定される在職期間をいう。)を法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。
- 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第5条から第9条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第16条第1項中「前条」とあるのは、「前条ならびに附則第3項」とする。
- 4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項または第8条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第7条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をした ものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第7条の規定に該当する退 職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して 得られる額とする。
- 7 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第16条第2項に規定する職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。
- 8 承継職員のうち、平成18年3月31日に福井県職員であった者が退職した場合において、その者が同日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および同日における給料月額を基礎として、改正前の福井県職員等の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条および附則第35項から第37項までの規定により計算した額(当該勤続期間が43年または44年の者であって、傷病もしくは死

亡によらずにその者の都合によりまたは公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 3 5 年として旧条例附則第 3 5 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 83. 7(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病または死亡によらずにその者の都合により退職したものおよび 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104 分の 83. 7)を乗じて得た額が、第 4 条から第 9 条までおよび第 12 条から第 16 条までならびに附則第 3 項から第 6 項までの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 9 承継職員のうち、平成18年3月31日に福井県職員であった者が平成21年3月31日までの間に退職した場合において、その者についての退職手当額がその者が平成18年3月31日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで、第6条および附則第35項から第37項までの規定により計算した退職手当の額(以下「旧条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
- (1)退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その 少ない額が10万円を超える場合には、10万円)
 - イ 第15条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
 - ロ 退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- (2)平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる 額のうちいずれか少ない額(その少ない額が50万円を超える場合には、50万円)
 - イ 第15条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
 - ロ 退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- 10基礎在職期間の初日が平成18年4月1日前である承継職員に対する第8条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(平成18年4月1日以後の期間に限る。)」とする。
- 11 第15条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成 8年4月1日前である承継職員に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規	読み替えられる字	読み替える字句
定	句	
第1項	その者の基礎在職期間(平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間(
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

- 12 承継職員のうち、その退職の日まで福井県職員として在職したものとしたならば退職手当条例 第10条の規定による退職手当の支給を受けることができる者で、その額が雇用保険法(昭和49 年法律第116号)の失業等給付の額を超える場合は、その超える額に相当する額を退職手当とし て支給する。
- 13 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第3項から第6項の規定の適用については、附則第3項中の「100分の87」とあるのは、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)から平成25年6月30日までの間においては「100分の98.3」と、同年7月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92.6」とする。
- 3 改正後の附則第8項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、施行日から平成25年6月30日までの間においては「100分の98.3」と、同年7月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92.6」と、「104分の87」とあるのは、施行日から平成25年6月30日までの間においては「104分の98.3」と、同年7月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92.6」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。